

神戸市社会福祉協議会 嘱託職員 コミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉ネットワーク）募集について

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

神戸市社会福祉協議会では、下記のとおり、嘱託職員を募集します。

1. 業務内容

身近な生活圏域等で福祉コミュニティづくりを行う専門職を、一般的に CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）と呼んでいます。

地域の関係者や専門機関などのつなぎ役になり、それらのネットワークを活かしたニーズキャッチをはじめ、専門機関、関係者、地域住民等の総合力で、地域の課題解決に向けた支援を行います。

2. 採用人数 5名

3. 応募資格

短大卒程度以上かつ下記の要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 社会福祉協議会や福祉施設、地域包括支援センター等において、地域福祉の実践経験のある方（概ね2年以上の経験を有する方）
- (2) 福祉に関する以下のいずれかの資格を有する方
 - ①社会福祉士、②介護支援専門員、③社会福祉主事任用資格（三科目主事を除く）

4. その他必要資格等

- (1) パソコン操作 ワード、エクセル等の基本的なソフトが業務に活用できること
- (2) 運転免許 必須条件ではないが、普通自動車運転免許以上の運転免許を所持し、実際に安全に運転できる技術を持っていることが望ましい。

5. 採用年月日 平成28年4月1日（予定） *当初雇用期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日（雇用更新の可能性あり。）

6. 待遇等 神戸市社会福祉協議会規程に基づく嘱託職員として採用 採用後、区社会福祉協議会に配属。将来異動の可能性あり。

- (1) 賃金 184,400円
(変更する場合があります。また、嘱託採用となりますので、定期昇給はありません。)
- (2) 手当等 本会規程に基づき、下記手当を支給します。
 - ・賞与4. 10か月分（年額、H26年度実績、在職期間・勤務期間により減額）
 - ・職務手当 20,000円
 - ・通勤手当（6か月定期代支給）
- (3) 勤務日 月～金曜日（行事等の実施により、土・日・祝日勤務を命じることあり）
- (4) 勤務時間 8:45～17:30（休憩60分・別途超過勤務を命じることあり）
- (5) 勤務場所 区社会福祉協議会（各区役所内）のいずれか
- (6) その他
 - ・有給休暇制度（20日）
 - ・各種社会保険有 ・神戸市勤労者福祉共済加入 ・退職金制度

7. 選考試験について 書類選考（履歴書・職務経歴書）を行った後、選考合格者を対象に下記のとおり、面接を実施し、合格者を決定します。

8. 応募締切日 平成28年2月19日（金）必着 で 履歴書・職務経歴書・返信用長形3号封筒（82円切手貼付・宛先明記）を下記まで

9. 面接日 平成28年2月29日（月）午前（予定）

10. お問い合わせ先 神戸市社会福祉協議会 総務課 嘱託職員（コミュニティソーシャルワーカー）募集係 （担当：藤田・井上）

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階
TEL：078-271-5314 FAX：078-271-5366